

すみだ生涯学習センター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案		現 行																																																				
<p>（施設）</p> <p>第3条 生涯学習センターには、次の施設を設ける。</p> <p>(1) 本館施設</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ <u>ドーム</u></p> <p>ウ リハーサル室、陶芸室、創作活動室、研修室、和室</p> <p>エ 視聴覚室、視聴覚スタジオ、音楽スタジオ、編集調整室</p> <p>オ エントランスホール</p> <p>カ 情報コーナー、視聴覚コーナー、メディアコーナー、情報ライブラリー</p> <p>キ 教育相談室</p> <p>ク アマチュア無線室</p> <p>ケ 駐車場</p> <p>コ その他教育委員会が必要と認める施設</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>（使用の手続）</p> <p>第5条 第3条第1号アからエまで及び第2号アからウまでに掲げる施設並びに付帯設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>別表第1 ホール等の使用料</p>		<p>〔同左〕</p> <p>第3条 〔同左〕</p> <p>(1) 〔同左〕</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>イ 〔同左〕</p> <p>ウ 〔同左〕</p> <p>エ 〔同左〕</p> <p>オ 〔同左〕</p> <p>カ 〔同左〕</p> <p>キ 〔同左〕</p> <p>ク 〔同左〕</p> <p>ケ 〔同左〕</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第5条 第3条第1号アからウまで及び第2号アからウまでに掲げる施設並びに付帯設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>別表第1 ホール等の使用料</p>																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">使 用 料</th> </tr> <tr> <th>午 前</th> <th>午 後</th> <th>夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>午前9時から正午まで</td> <td>午後1時から午後4時30分まで</td> <td>午後5時30分から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">本館施設</td> <td>ホール</td> <td colspan="2">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>ドーム</td> <td>6,200円</td> <td>7,200円</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>リハーサル室～付帯設備</td> <td colspan="2">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>別館施設</td> <td colspan="3">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	使 用 料			午 前	午 後	夜 間		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	本館施設	ホール	〔略〕		ドーム	6,200円	7,200円	7,200円	リハーサル室～付帯設備	〔略〕		別館施設	〔略〕			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">使 用 料</th> </tr> <tr> <th>午 前</th> <th>午 後</th> <th>夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>午前9時から正午まで</td> <td>午後1時から午後4時30分まで</td> <td>午後5時30分から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">本館施設</td> <td>ホール</td> <td colspan="2">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔新設〕</td> <td colspan="2">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>リハーサル室～付帯設備</td> <td colspan="2">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>別館施設</td> <td colspan="3">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	使 用 料			午 前	午 後	夜 間		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	本館施設	ホール	〔略〕		〔新設〕	〔略〕		リハーサル室～付帯設備	〔略〕		別館施設	〔略〕		
区 分	使 用 料																																																					
	午 前	午 後	夜 間																																																			
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで																																																			
本館施設	ホール	〔略〕																																																				
	ドーム	6,200円	7,200円	7,200円																																																		
	リハーサル室～付帯設備	〔略〕																																																				
別館施設	〔略〕																																																					
区 分	使 用 料																																																					
	午 前	午 後	夜 間																																																			
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで																																																			
本館施設	ホール	〔略〕																																																				
	〔新設〕	〔略〕																																																				
	リハーサル室～付帯設備	〔略〕																																																				
別館施設	〔略〕																																																					

設		設	
付記	〔略〕	付記	〔略〕

付 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後のドームの使用に係る必要な手続、準備行為等は、同日前においても、この条例による改正後のすみだ生涯学習センター条例の規定の例により行うことができる。